

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 10 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、申立期間は、出稼ぎから帰ってきて、父が私の分とともに、国民年金の加入手続をし、保険料を納付したはずである。
申立期間について、私の分の国民年金保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和 58 年 6 月から平成 5 年 3 月までの期間について、毎年 11 月から翌年 3 月までの期間に厚生年金保険に加入し、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適正に行っている上、申立期間及び申請免除期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立期間、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、申立期間を含め保険料をすべて納付している上、53 年 1 月から付加保険料を納付しているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の父は、申立人及びその母の多数回にわたる国民年金の資格得喪手続並びに保険料の納付を行っており、申立人と同様にし、申立期間に係る国民年金と厚生年金保険の切替手続も適切に行っている上、保険料もすべて納付しており、申立人のみが未加入及び未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から 57 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月から 57 年 1 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間に納付した国民年金保険料が、国民年金の任意加入の資格取得日の訂正が行われたことにより、還付されている旨の回答をもらった。

しかし、申立期間については、自分で市役所に行って国民年金の任意加入手続きを行い、保険料を納めていたにもかかわらず、さかのぼって任意加入した日を訂正するはずがなく、還付金を受け取った憶えもないので納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している上、このうち約 10 年間は、国民年金に任意加入しているとともに、国民年金と厚生年金保険の切替手続きも適正に行っており、年金についての認識及び納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険庁の記録上、国民年金の任意加入日が昭和 55 年 2 月 12 日から 57 年 2 月 1 日に訂正され、申立期間に納付された保険料が 57 年 7 月 16 日に「公年移行」を理由として還付されているが、申立人が厚生年金保険等に加入した記録も無く、行政上の事務処理に誤りがあった可能性も否定できない。

さらに、申立人が所持している年金手帳を見ると、国民年金保険料の還付に伴う任意加入日の訂正が記載されていない上、保険料が還付された時期においては、申立人は任意加入期間として保険料を納付しており、保険料の還付請求を行ったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、申立期間は、地区の集金人に、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していた時期であり、どちらか一方の分だけを納付することは考え難く、私の分の保険料だけが未納とされていることに納得ができない。生活の苦しい時期に納付した国民年金保険料なので、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間及び申請免除期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする夫は、保険料をすべて納付しており、申立期間についても納付済みであることから、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人が居住していた地区には、委託を受けた集金人が存在し、国民年金保険料の集金を行っていたことが確認でき、申立人の主張と合致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月及び同年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を47年3月24日に、資格喪失日を同年6月1日とし、同期間の標準報酬月額については4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和47年4月及び同年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月15日から同年6月1日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A株式会社C工場で勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入期間が欠落していた。

私は、昭和47年4月1日に行われたA株式会社C工場の入社式で代表挨拶を行い、以後、同事業所が閉鎖になるまで継続して勤務していたのに申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないので、調査し年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が勤務していたとする事業所の総務担当者（当時）から提出があった新卒者社員名簿及び同担当者の証言から、申立期間のうち、昭和47年3月24日から同年5月31日までの期間について、申立人がA株式会社C工場に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA株式会社において昭和47年3月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した28名のうち、新卒者社員名簿に記載のあった22名については、同年同月24日からA株式会社C工場に配属となったことが推認でき、この22名については、社会保険庁の記録上、同株式会社において、厚生年金保険に加入し、同工場が新規に適用事業所となった同年6月1

日からは、同工場での同保険の加入が確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和47年3月15日から同月23日までの期間については、申立人は、「同年3月に高校を卒業し、A株式会社に採用された後の同月中旬から約二週間にわたり、本社での研修が予定されていたが、病気のため行くことができず、その後、同株式会社C工場に出社した。」と証言している上、当該事業所では、申立人に係る勤務実態を確認できる資料が無いことから、同事業所に勤務していた事実は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和47年4月及び同年5月に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていることが認められる。

また、昭和47年4月及び同年5月の標準報酬月額については、申立人に係る社会保険事務所の記録（昭和47年3月14日の標準報酬月額）から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、被保険者資格の取得及び喪失並びに保険料納付を行ったかは不明としているが、申立人に係る厚生年金保険及びD厚生年金基金の記録における資格取得日並びに喪失日が一致しており、双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が昭和47年3月15日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たため、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案 147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和 44 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 2 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、株式会社Aにおける厚生年金保険の資格喪失日が昭和 44 年 3 月 31 日となっているが、同日まで勤務しており、資格喪失日は同年 4 月 1 日である。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、勤務していたとする当該事業所の従業員名簿及び事業主の証言により、申立人は、同事業所で昭和 41 年 4 月 1 日に採用され、以降、勤務形態及び業務内容等に変更は無く、44 年 3 月 31 日まで勤務していたことが認められる。

また、当該事業所において厚生年金保険の資格を喪失した 311 名を調査した結果、月末資格喪失者 32 名のうち、同事業所における資格喪失後の翌月 1 日から国民年金に加入した者は申立人以外に存在せず、同事業所において、退社日以前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない上、同事業所では、「月末に退職した者については、給与締日後、退職日までの給与から退職月の厚生年金保険料を控除していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る社会保険庁の昭和44年2月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から41年5月までの期間、41年9月から42年3月までの期間、44年9月から45年1月までの期間、45年6月から47年8月までの期間、48年8月、58年4月、58年9月から59年1月までの期間及び59年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から41年5月まで
② 昭和41年9月から42年3月まで
③ 昭和44年9月から45年1月まで
④ 昭和45年6月から47年8月まで
⑤ 昭和48年8月
⑥ 昭和58年4月
⑦ 昭和58年9月から59年1月まで
⑧ 昭和59年10月から同年12月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私の父が昭和40年9月ごろにA町役場で国民年金の加入手続きをし、加入当初は父が、その後は私が59年12月までの期間の保険料を納付しており、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年9月ごろにその父がA町役場で国民年金の加入手続きをし、加入当初はその父が、その後は自らが申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録上、申立人に係る国民年金手帳記号番号が42年7月24日に払い出されていることが確認できる。また、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から聴取しても納付時期等に関する記憶が定かではない上、申立人と同居し

ていたその父及び母からも、申立てを裏付ける証言が得られないことから、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、社会保険庁の記録及びA町の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間については未納とされている上、平成15年1月30日及び17年9月9日に厚生年金保険の加入に伴う国民年金の資格の取得及び喪失の記録訂正が行われており、この記録の訂正以前は、国民年金の加入期間として申立期間①から⑤まで並びに⑦及び⑧の前後の時期に未納が散見されるとともに、申立期間以外にも9か月間が未納又は未加入となっている。

加えて、申立期間は8回に及び、特に申立期間①から④まで及び⑥から⑧までの期間は近接しており、これだけの回数 of 事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から53年11月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は昭和48年10月ごろに国民年金に任意加入し、61年3月まで保険料を納付しており、申立期間について未加入、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の夫が共済年金に加入しているため、国民年金の任意加入期間となるが、申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、国民年金の加入時期等に関する記憶が定かではなく、国民年金の加入及び保険料の納付状況が必ずしも明確ではない。

また、申立人が所有している年金手帳、社会保険庁の記録及びA町の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和53年12月2日に国民年金に任意加入していることが確認でき、これを前提とすれば、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができないが、これを否定する事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間中及びその前後について、住所を移動しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から 63 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から 63 年 10 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、国民年金の加入及び保険料の納付事実は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間当時は国民年金保険料の振込を母親に頼んでいたのを記憶している。母は毎日家計簿をつけており、そのノートがあるので確認して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その母から聴取しても、申立人の国民年金の加入時期等に関する記憶が定かでなく、国民年金の加入及び保険料の納付状況が必ずしも明確ではない。

また、申立人が提出した申立期間当時にその母が記帳していた家計簿には二人分の保険料額の記載が認められるものの、社会保険庁の記録上、申立期間当時、その父及び母は国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できることから、家計簿の記録は申立人の保険料を納付したことを示すものとまでは言い難い。

さらに、申立人は、申立期間及びその前後について、住所を移動しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

しかし、免除期間に係る国民年金保険料については、追納できるのは 10 年以内であると言われて、夫が昭和 44 年か 45 年の暮れに、私のボーナスと夫の金融機関に預けている貯金とを合わせて夫婦 2 人分の保険料を追納したはずである。

国民年金保険料の納付に関する資料は無いが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫が国民年金保険料を追納したと主張しているが、保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身が保険料の納付に直接関与しておらず、追納したとする時期及び追納の説明を受けた相手に係る記憶も定かではなく、保険料の納付状況が必ずしも明確ではない。

また、申立人が、国民年金保険料を追納するために用意したとする金額は、申立期間に係る追納保険料額と大きく相違している。

さらに、社会保険庁の記録及びA町の国民年金被保険者名簿の記録上、申立期間の国民年金保険料を一緒に追納したとする夫も、免除期間の記録のままとなっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和 38 年 9 月から 56 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 56 年 5 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は昭和 38 年 9 月ごろに国民年金に任意加入し、56 年 5 月まで保険料を納付しており、申立期間について未加入及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、国民年金の加入時期等に関する記憶が定かではなく、国民年金の加入及び保険料の納付状況が必ずしも明確ではない。

また、社会保険庁の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は昭和 56 年 6 月 17 日に任意加入していることが確認でき、これを前提とすれば、申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間及びその前後について、住所を移動しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間について、A事業所に同僚とともに運転手として勤務していたが、同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに自分の加入記録が無いのは納得が行かない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、当該事業所の元同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除等についての記憶が定かではなく、事業所により給与から保険料を控除されていた事実までは確認できない。

また、当該事業所では、勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無等について確認できる資料は無いものの、当時の担当者は「申立人は短期間労働者だったと記憶しており、短期間労働者の場合は、厚生年金保険の加入はなかったと思う。」旨証言しているとともに、申立人と一緒に勤務していたとする同僚1名は短期間労働者であり、社会保険庁の記録上、同事業所における厚生年金保険の被保険者であったことが確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業所により給与から控除されていたことを認めることはできない。